

監査の結果により講じた措置の内容について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、神奈川県公安委員会委員長から監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年2月6日

神奈川県監査委員 大竹 准 一
 同 吉川 知恵子
 同 中家 華江
 同 加藤 元弥
 同 青山 圭一

1 措置の対象となった監査の結果

令和6年10月9日神奈川県監査委員公表第12号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち公安委員会分9か所（既報告の2か所を除く。）に係る9事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務部総務課	令和6年8月6日（令和6年6月14日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、スキャナーの賃貸借及び保守契約ほか1件（長期継続契約、契約総額計11,860,200円）について、受託者による第三者への再委託に当たり、契約で定められた書面による事前の承認を行っていなかった。	不適切事項については、担当者の契約内容に対する理解が不足していたことに加え、所属内でのチェック機能が働いていなかったことによるものであり、令和6年10月11日に受注者に対して、神奈川県知事名の再委託承諾書による承認を行った。 今後は、このようなことがないように、所属内での連携を密にして情報共有を図り、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
総務部会計課	令和6年8月6日（令和6年6月25日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、鑑識課において逗葉新道回数通行料を職員が立て替える必要が生じた際、職員が立て替えることができる立替金の限度額の範囲内で支払う必要があると教示すべきところ、誤って	不適切事項については、鑑識課からの問合せに回答した職員の立替金についての理解が不足していたこと及び所属内における情報共有が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがな

		8,400円の回数券を立て替えて購入するよう教示していた。その結果、立替金の限度額を超えて、鑑識課職員が支出していた。	いよう、各所属からの問合せに回答する際は、神奈川県財務規則等の根拠の確認を徹底するとともに、財務指導の担当部門に確認し、所属内において情報共有を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
総務部施設課	令和6年8月6日（令和6年6月5日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、金沢警察署幸浦交番ほか5交番整備・維持管理・修繕更新事業基本契約ほか5件（契約額計702,542,500円）について、契約期間の延長に当たり、契約書で定める施設整備業務期間の末日である令和6年3月31日までに変更契約を締結していなかった。	不適切事項については、担当者の変更契約の手続における理解が不足していたこと及び所属内における進捗管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、契約内容に影響する重要な事項については受注者と文書により共有するとともに、所属長へ報告するほか、進行管理表に処理期限の項目を追加し、業務の進捗状況の情報共有を図り、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
警務部警務課	令和6年8月6日（令和6年6月24日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、採用時健康診断及び採用試験時身体検査委託契約（単価契約、支払額9,962,700円）について、受注者に個人情報を扱わせているにもかかわらず、契約で定められた重要情報を完全に廃棄又は消去した旨の証明書を提出させていなかった。	不適切事項については、担当者が本件契約における重要情報特記事項の規定を失念していたことに加え、個人情報の取扱いに関する認識が不足していたことによるものであり、令和6年6月25日に契約で定められた重要情報を完全に廃棄又は消去した旨の証明書を受領した。 今後は、このようなことがないよう、神奈川県個人情報取扱事務委託基準に対する理解を深めるとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県旭警察署	令和6年7月18日（令和6年4月24日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>収入事務において、行政財産の使用許可の失効に伴う使用料1件、9,175円の還付について、還付手続が用途廃止後3月を超えて遅れていた。</p>	<p>不適切事項については、財産取扱主任の長期不在により還付手続の方法の確認及び処理に時間を要したことに加え、所属としての進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、進行管理表により業務の進捗状況を共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県港南警察署	令和6年5月24日（令和6年4月19日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>予算の執行において、回転いす等の購入代1件、9,790,000円の執行に当たり、記載台3点（価格計415,800円）については「（節）備品購入費」とすべきところ、「（節）需用費」で執行していた。</p>	<p>不適切事項については、備品と消耗品を併せて購入するに当たり、担当者の執行科目の確認が不十分であったことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものであり、令和6年4月22日に科目更訂を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県宮前警察署	令和6年6月19日（令和6年4月17日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、宮前平駅前交番樹木剪定業務委託契約（契約額150,700円）について、令和4年3月25日付け会計局指導課長通知に反し、業務の主たる部分を第三者に再委託することを承認していた。</p>	<p>不適切事項については、担当職員の会計局指導課長通知に対する理解が不足していたことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、所属として会計局指導課長通知に対する正しい理解を共有するとともに、決裁過程において複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行</p>

			に努める。
神奈川県横須賀警察署	令和6年7月30日（令和6年1月31日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、警察署独身寮に設置させている自動販売機の使用に伴う電気料について、自動販売機設置場所賃貸借契約（契約総額616,041円、契約期間：令和5年4月1日から令和8年3月31日まで）に基づき、貸主である警察署長との協議の上、借主が支払わなければならないとされているにもかかわらず、令和5年度分計83,169円を借主に負担させていなかった。	不適切事項については、職員が契約内容を十分に理解していなかったことに加え、所属内の確認体制が不十分であったことによるものであり、電気料の未徴収分については、令和6年3月29日に徴収した。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県大磯警察署	令和6年8月21日（令和6年5月9日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、共架電線3本に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和5年5月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額114,628円のうち50,468円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。	不適切事項については、管理する財産の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、管理する財産の現状把握を定期的に行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。